



学校生活が新型コロナウイルス感染拡大以前にもどってきました

学校での生活が、新型コロナウイルス感染拡大以前の状況にもどってきています。5月2日(火)の午後には、1年生と2年生は授業参観を、3年生は第1回進路説明会・修学旅行説明会を行いました。その後、学級懇談会とPTA総会を行いました。



1年生は部活動への参加が始まり、授業も順調に行っています。2年生の職場体験学習も再開する準備を始めました。地域の皆様、ご協力をお願いします。3年生は、6月の広島・神戸・大阪方面への修学旅行に向けて取組を行っています。また、全学年が、今週末の中間テストに向けて、テスト勉強を頑張っています。

「いじめ」問題について

本年も「いじめ」問題について書かせていただきます。「いじめ」は深刻な人権侵害であり、あってはならないことですが、どこの学校でも起こりうることであり、実際に起こっています。ここ近年の「いじめ」事案では、多くの場合でSNS(LINEなど)が使われています。「いじめ」に対して学校では、「人権」について学び、「いじめ」は人権侵害の1つとして、「なかまづくり」や「情報モラル教育」などの学習を通じて取り組んでいます。「いじめ」の対応でまず私たちがしなければならないことは、「いじめ」が起こっていると認識することです。この部分が、一番難しい部分です。「いじめ」をできるだけ早くみつけるために、記名式・無記名式のアンケートや教育相談を行っています。「いじめ」をみつけて相手の保護者の方にこのことを告げても、「いじめ」として取り合ってもらえないことがよくあります。「いじめ」という言葉の受け取りかたが、人によって異なっているということです。

文部科学省の「いじめ」の定義を資料として次項にあげます。保護者の皆さんの「いじめ」の受けとり方は、昭和61年度から平成6年度までの、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」ということが多いのではないのでしょうか。今、学校で捉えている「いじめ」の定義は、平成25年以降のものです。最も簡潔に定義するなら、「対人関係で、いやな思いをしている」と言い換えても良いと考えています。

※ 「いじめ問題相談員」について

伊賀市では、「いじめ」の早期発見のため、「いじめ問題相談員」を小中学校に設置しています。生徒や保護者の方で困っていることがあれば、以下の本校の「いじめ問題相談員」に連絡してください。

「いじめ問題相談員」は、WEBページには掲載しません

資料：文部科学省の「いじめ」定義の変遷

【昭和61年度からの定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【平成6年度からの定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

【平成18年度からの定義】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

【平成25年度からの定義】 現在の「いじめ」の定義です

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。